

難病相談・支援センター事業について

1 根拠法令等

厚生労働省健康局長通知「療養生活環境整備事業実施要綱」

(平成27年3月30日健発0330第14号、最終改正：平成28年3月30日健発0330第19号)

2 目的

地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行う拠点として、「難病相談・支援センター」を設置し、患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を推進する。

3 実施主体 東京都

4 事業開始 平成16年度

5 対象者 都内在住の難病患者又はその家族

6 設置場所等 (下表のとおり)

名称	所在地	事業内容	特記
東京都難病相談・支援センター	順天堂大学医学部附属順天堂医院1号館2階 (文京区本郷3-1-3)	療養相談 就労相談 難病医療相談会 難病医療講演会等	平成29年7月に東京都広尾庁舎から移転
東京都多摩難病相談・支援室	都立神経病院2階 (府中市武蔵台2-6-1)	療養相談 就労相談	平成29年10月設置
東京都難病ピア相談室	東京都広尾庁舎1階 (渋谷区広尾5-7-1)	ピア相談 患者交流会 ピア相談員派遣事業	

難病相談・支援センター事業

相談件数の推移（療養相談・就労相談）

